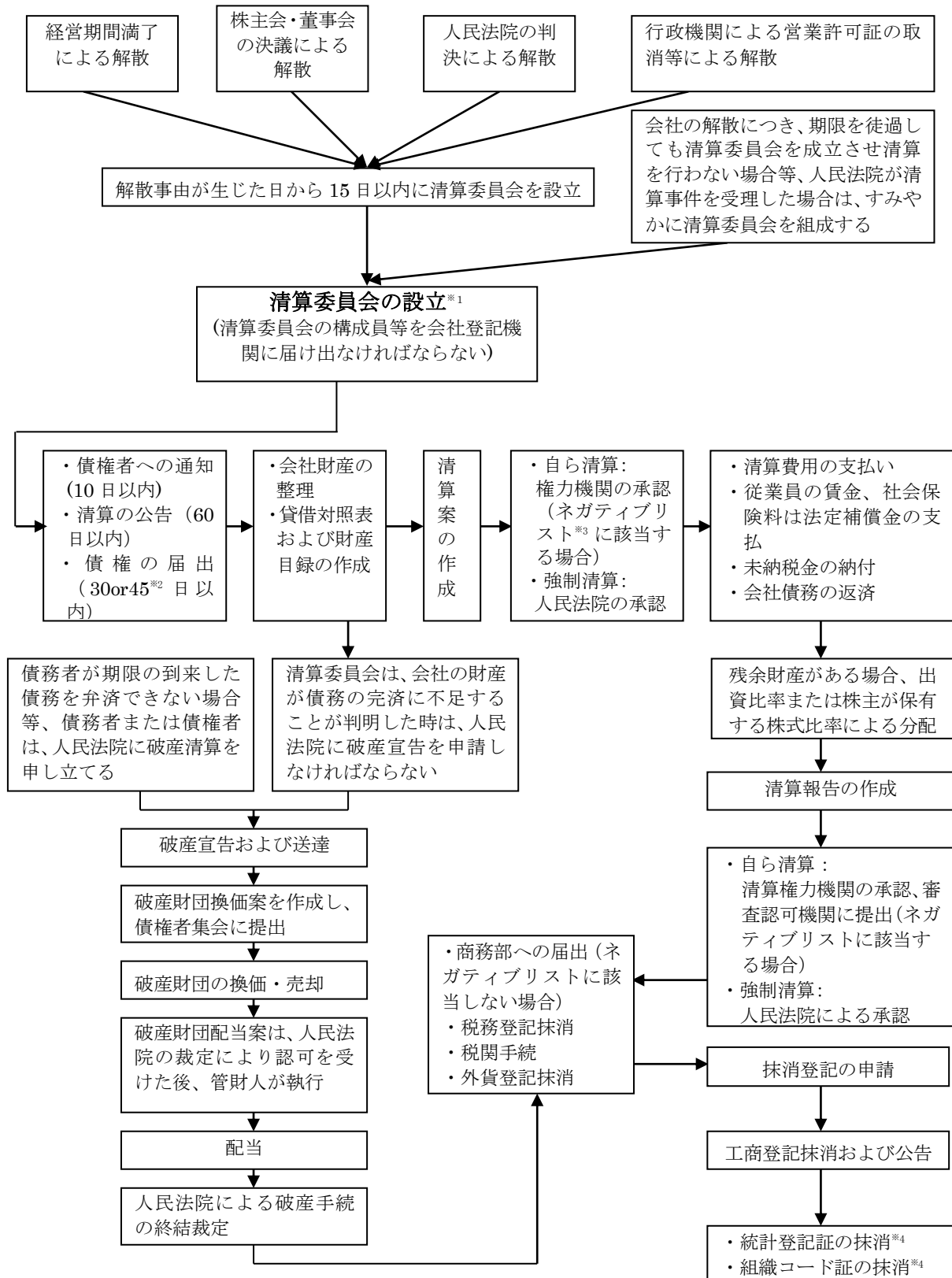


外商投資企業清算フローチャート



※1 「外資独資企業法実施細則」第70条等によると、外資独資企業が経営期間満了または経営期限到来前に解散清算する場合、清算について、審査認可機関の認可が必要である。ただし、一般論として北京、天津、上海等の商務委員会に確認したところ、実務的には、清算開始前における審査認可機関による清算に関する認可は不要とのことである。

※2 通知書を受領した日から30日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から45日以内。

※3 ネガティブリストは外商投資産業指導目録（2017年改訂版）で確認できる。

※4 「五証合一」の実施後、新規に営業許可証を取得した企業には統計登記証・組織コード証が発行されないため、統計登記証・組織コード証の抹消も不要となる。